

倫理問題調査委員会規程

設置

第1条 一般社団法人日本発達心理学会は、「一般社団法人日本発達心理学会倫理綱領」（以下、「倫理綱領」）に抵触する疑義が持たれる事態に対応するために、代表理事が倫理問題調査委員会（以下、「委員会」）を設置する。

目的

第2条 この規程は、本学会会員の活動において、「倫理綱領に抵触する疑義が持たれる事態」（以下、「抵触疑義の事態」）があった場合の手続き等について定めるとともに、「倫理綱領」の遵守を促し、抵触行為を防止することを目的とする。

定義

第3条 「抵触疑義の事態」とは、研究や実践活動の実施および公表に際し、倫理規程第1条から第4条の規定に抵触する疑義が持たれる行為を言う。

業務

第4条 委員会は、「抵触疑義の事態」に関する調査および報告書の作成を行い、理事会に報告する。

委員会の構成

第5条 「抵触疑義の事態」が生起したと代表理事が判断をした場合、倫理規程第6条に基づき、次の委員を持って、委員会を設置する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

委員長および委員の選出

第6条 委員長は、代表理事が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

- 2 委員は、委員長が指名し、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該事態が解決したと、理事会が判断するまでとする。

疑義申立て

第7条 「抵触疑義の事態」を発見した者や担当委員会は、代表理事に対して原則として文書により、申立てを行うことができる。

2 代表理事は、申立てがあった場合には、第5条に基づき速やかに委員会を設置し、調査を諮問しなければならない。

- 3 匿名による申立てがあった場合の取り扱いは、理事会の判断に委ねる。
- 4 第2項の委員会の設置については、理事会は代表理事に一任することができる。

守秘義務

第8条 委員は「抵触の疑義の事態」の調査の中で知り得たことは、これを他に漏らしてはならない。

理事会による認定及び措置

第9条 理事会は、委員会の報告を審議し、倫理綱領に抵触する事態の有無について認定を行い、その結果を疑義申立て者あるいは担当委員会および被申立て者に通知する。

不服申立て

第10条 「倫理綱領に抵触する事態」と認定された被申立て者は、理事会からの認定結果通知後30日以内に、理事会に対して不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てはできないものとする。

2 理事会は、再調査を行うことを決定した場合には、委員会に再諮問すると共に、疑義申立て者、被申立て者および委員会に通知する。

3 前項の調査は、委員会は再諮問を受けた日から60日以内に終了しなければならない。

疑義申立て者および調査協力者の保護

第11条 疑義申立て者に対しては、申立てを理由として不利益を受けないよう、十分な配慮を行う。また調査協力者が情報の提供を行ったことを理由とする不利益を受けないよう、十分な配慮を行う。

改定

第12条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。

附則

この規程は、2018年3月22日から施行する。